

新型コロナウイルス感染防止に向けた森ボラの取組指針（2022年8月改定）

この取組指針は2020年4月策定・2021年1月改訂の「新型コロナウイルス感染防止に向けた森ボラの取組み」を感染症発生から3年が経ち、ワクチン接種の進展と、感染力は強いものの重症化リスクが相対的に低いとされるオミクロン株が主流となっている最近の感染状況および行政の対応を踏まえて指針の一部を見直したものです。協会および会員はこの指針に則って感染予防と感染した場合の感染拡大防止に努めることとします。

1. 感染予防策の徹底を図ります

(1) 会員の対応

- ・会員は活動参加日の朝の検温を行い、のどの痛みや発熱・咳など風邪の症状がある場合は活動参加を控えてください。また、活動が終わって帰宅した際には手洗いとうがいを励行しましょう。
- ・活動に参加する時のマスク着用は任意としますが、基本的対策（朝の検温、相手との間隔をとる、消毒・手洗い・帰宅時のうがいの励行、不必要な会話を控える、朝礼・終礼時の密集を避ける）を徹底してください。
- ・協会では消毒液を常備しますので必要に応じて消毒を励行してください。なお、手洗いの水は親子森林教室以外では準備していません。
- ・森林ボランティア活動は屋外であり密閉状態ではありませんが、作業によっては密集・密接を避けることが難しいものがあります。複数人が連携して行う作業や朝礼・終礼・昼食時にお互いの間隔を取るよう注意しましょう。参加者は咳エチケットを守りましょう。

(2) 協会の対応

- ・当面、札幌市のコロナ感染状況を見ながら活動日を減らします。（詳細は月間スケジュールをご覧ください。）
- ・宿泊を伴う支笏湖などの活動はその時点での感染状況を十分見極めて実施の是非を判断します。宿泊を伴わない日帰りの活動に切替えることもあります。
- ・親子森林教室や澄川南小学校の自然学習支援活動では、外部参加者にも感染防止対策を徹底すると共に学校とも連携して適切な対策を講じます。
- ・参加者が密集・密接にならないように少人数グループでの活動に配慮します。
- ・参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや多くの参加者が接触するような遊具や器具を強要することが想定されるプログラムは極力回避します。
- ・激しい呼吸による唾液の飛沫を防止するため、林内での散策、森林整備（下刈り、植付けなど）などの参加者が活動を行う場合は、激しい運動にならないよう心掛けます。また、マスク等を着用することで運動強度があがることがあるので、責任者等は参加者等の体調の変化に十分気をつけ、休憩を増やすなどの配慮をします。
- ・森林での活動に関する説明等を行う場合は、適宜フェイスシールドや拡声器を活用します。
- ・活動に必要な装備、道具、消耗品、飲料水等は参加者各自での準備を徹底すると共に、

必要に応じて装備、道具の消毒を行います。

- ・環境教育活動の時、協会の行動が参加者等の行動に大きく影響することを協会に認識してもらいます。

2. 協会に感染者や濃厚接触者が出た場合の対応ルールを決めて感染拡大を防ぎます

(1) 会員の対応

<感染した場合>

- ・発熱など風邪の症状がある時は、森ボラ活動の参加を控え、毎日体温を測って様子を見ます。
- ・次のいずれかに該当する場合には「保健所の救急安心センターさっぽろ：電話 #7119、011-272-7119)」または「かかりつけ医・身近な医療機関」に相談します。
 - ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ② 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
 - ③ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・相談の結果、感染の疑いがある場合は保健所等が指定する病院を受診します。
- ・感染が判明した場合は治療に努めると同時に、過去7日間の間に森ボラの活動に参加している場合は直ちに森ボラ事務局（松藤：090-6697-8839）に連絡してください。

<濃厚接触者になった場合>

- ・濃厚接触者になった場合は、森ボラ活動の参加を控えて一定期間自宅待機しますが、過去7日間の間に森ボラの活動に参加している場合は森ボラ事務局にその旨連絡します。
- ・濃厚接触者が発熱又は呼吸器症状を呈した場合には、保健所に連絡して行政検査を受検します。また、その結果を速やかに森ボラ事務局に報告します。

【参考】濃厚接触者とは

- ア. 患者と同居あるいは長時間の接触があった者
- イ. 患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ウ. 手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者

<活動への復帰>

- ・治療が終了した（陰性になった）場合は事務局にその旨連絡し、安全のために更に1週間自宅待機した上で森ボラの活動に復帰してください。また、濃厚接触者としての自宅待機期間が何事も無く終了した場合は、事務局に連絡した上で森ボラの活動に復帰してください。

(2) 協会の対応

<感染者、濃厚接触者への対応>

- ・森ボラ活動中に体調不良となった参加者が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者

への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう手配します。

- ・活動中の参加者に患者が確認された場合や、会員から感染したとの連絡があった場合は、感染者に治療に努めるよう要請すると共に、他の参加者に対しては感染者が確認されたことを周知して感染予防策を改めて周知徹底します。また、その旨を保健所に報告して対応について指導を受けます。
- ・患者の発生が確認された場合は保健所の疫学調査に協力し、速やかに濃厚接触者を確定し、自宅待機を要請するなど感染拡大防止のための措置を講じます。
- ・会員から濃厚接触者になったとの連絡があった場合は、そのことを全会員に通知し、濃厚接触者の自宅待機期間が終わるまで検温など健康管理を行うよう要請します。(活動は原則継続します。)

<活動の休止、再開>

- ・会員から感染者が出た場合は、その者の森ボラ活動の最終参加日の翌日から起算して7日間は森ボラの全ての活動を休止し、そのことを全会員に通知し、併せて休止期間中は検温など健康管理を行うよう指示します。
- ・7日間の休止期間を経て感染者以外の会員に異常がない場合は、必要な消毒を施した上で活動を再開します。

<施設設備等の消毒の実施>

- ・保健所が必要と判断した場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋等）および道具の消毒を実施します。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、責任者等は施設管理者等に消毒を依頼します。
- ・消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者の活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、林業機械のハンドル・レバー等）を中心にアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで拭き取り等を実施します。

<関係者との情報共有>

- ・森ボラは、会員の氏名、職業（同居家族等を含む）及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成しておきます。またこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に会員に周知しておきます。
- ・会員に感染者が出た場合は、その者が感染期間中と思われる間に親子森林教室や澄川南小学校の活動に関わっている場合は親子森林教室参加者、澄川南小学校など外部の関係機関に必要な連絡をします。また、再開する場合もその間の経過・結果を併せて報告して再開の案内を行います。

以上